

秋田県公報

目 次

告 示

結核予防法による医療機関の指定(四三〇・大曲保健所)
既存の大規模小売店舗の変更に係る届出(四三二・商工業振興課)

道路区域の変更(四三一・道路環境課)

道路の供用開始(四三三・道路環境課)

道路区域の変更(四三四・道路環境課)

道路の供用開始(四三五・道路環境課)

土地収用法による事業の認定(四三六・建設管理課)

開発行為に関する工事の完了(四三七・秋田建設事務所)

都市計画事業の認可(四三八・秋田建設事務所)

建築基準法による道路位置の指定(四三九・由利建設事務所)

開発行為に関する工事の完了(四四〇・仙北建設事務所)

公 告

土地改良区の役員の届出(秋田総合農林事務所)
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)

告 示

秋田県告示第四百三十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年六月十八日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ヒカリ薬局	大曲市角間川町字下中町三十三番地二号	平成十四年六月三日

秋田県告示第四百三十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十四年六月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
大和情報サービス株式会社 代表取締役 榎本昌豊

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングタウンアークロス能代

(三) 能代市字寺向四十八外
変更しようとする事項

小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社伊徳 外十九者

ア 変更前 開店時刻 午前九時三十分外、閉店時刻 午後八時
イ 変更後 開店時刻 午前九時、閉店時刻 午後九時

(四) 変更する年月日
平成十四年六月六日

二 届出年月日
平成十四年六月三日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

(二) 能代市役所 商工港湾課
縦覧期間

平成十四年六月十八日から同年十月十八日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

意見を述べる者の氏名及び住所

(二)(一) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第四百三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十四年六月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名		区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)	
	新	旧	百三号	百三号					
一般国道	新	旧	百三号	百三号	C	B	A	B	A
							鹿角市十和田大湯字大楽前六八番一地先から字大湯外一六国有 林六三林班わ小班地先まで		鹿角市十和田大湯字大楽前六八番一地先から字大湯外一六国有 林六三林班わ小班地先まで

この表において「A」、「B」及び「C」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課

期間 平成十四年六月十八日から同年七月一日まで

秋田県告示第四百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十四年六月十八日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区	間
一般国道	百三号	鹿角市十和田大湯字大楽前六八番一地先から六九番一地先まで	

二 供用開始の期日 平成十四年六月十八日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課

期間 平成十四年六月十八日から同年七月一日まで

秋田県告示第四百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十四年六月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名		区	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧	百四号	百四号				
一般国道	新	旧	百四号	百四号	C	鹿角市十和田大湯字大楽前六八番一地从先から字大湯外一六国有	七・〇〇〇～二〇・〇〇〇	〇・八〇〇
					B	鹿角市十和田大湯字大楽前六八番一地从先から字大湯外一六国有	一九・〇〇〇～四二・〇〇〇	〇・七六三
					A	鹿角市十和田大湯字大楽前六八番一地从先から字大湯外一六国有	七・〇〇〇～八・五〇〇	〇・八一〇
					B	鹿角市十和田大湯字大楽前六八番一地从先から字大湯外一六国有	一九・〇〇〇～四二・〇〇〇	〇・七六三

この表において、「A」、「B」及び「C」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二)(一) 期間 平成十四年六月十八日から同年七月一日まで

秋田県告示第四百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十四年六月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区	間
一般国道	百四号		鹿角市十和田大湯字大楽前六八番一地从先から六九番二地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十四年六月十八日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二)(二) 期間 平成十四年六月十八日から同年七月一日まで

秋田県告示第四百三十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定により、次のとおり事業の認定を行ったので、同法第二十六条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年六月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 起業者の名称

羽後町

二 事業の種類

羽後町カントリーパーク整備事業

三 起業地

(一) 収用の部分 雄勝郡羽後町字大戸地内

(二) 使用の部分 なし
 四 土地収用法第二十六條の二第二項の規定による図面の縦覧場所
 羽後町役場

秋田県告示第四百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九條の規定により平成十四年三月二十八日付け指令秋建 三 百四十一号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六條第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十四年六月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

男鹿市船越字杉山二十五番十九

アクネス不動産 代表 下 間 俊 悦

二 開発区域に含まれる地域の名称

男鹿市船越字内子二百九十四番千四十、二百九十四番千四十四、二百九十四番千九百二十九及び二百九十四番千九百三十一

秋田県告示第四百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九條第一項の規定により、都市計画

事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
 平成十四年六月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 施行者の名称 秋田市

二 都市計画事業の種類及び名称

秋田都市計画道路事業三・四・九号土崎駅前線

三 事業施行期間

平成十四年六月十八日から平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

(二)(一) 収用の部分 秋田市土崎港中央三丁目、五丁目及び六丁目地内

使用の部分 なし

秋田県告示第四百三十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。
 平成十四年六月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名 由利郡仁賀保町院内タモキタ三番地の一 株式会社 佐藤建設工業 代表取締役 佐藤 良三	道路の位置の指定箇所 由利郡仁賀保町院内字畑ヶ田百十五番一	道路の延長 六十四・七一メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成十四年六月七日
--	----------------------------------	---------------------	----------------	--------------------

秋田県告示第四百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九條の規定により平成十四年二月六日付け指令仙建 二十八 六で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六條第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十四年六月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
仙北郡千畑町浪花字西野八十七番地
有限会社旭栄興業 代表取締役 佐藤 剛

二 開発区域に含まれる地域の名称
大曲市花館字大戸下川原五十九番一、五十九番二、五十九番三、六十番、六十一番一、六十一番二、六十三番二、六十四番一、六十四番四及び六十四番五

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、若美町払戸土地改良区から次のとおり役員の内出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年六月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

就任理事の住所及び氏名

南秋田郡若美町払戸字小深見七十四番地

加 藤 博 美

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年六月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量
DNAシーケンサー 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限
平成十四年八月三十日（金）

(四) 納入場所
秋田県畜産試験場

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）
入札説明書及び仕様書の交付方法

(二) 秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年六月十八日（火）から同月二十七日（木）

までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年七月三日（水）午後一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定にすることによる。

六十条から第百六十三条までに規定にすることによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社松原印刷社
 電話(0862)8766 F A X(0863)0005
 E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄